平成 25(2013)年 5 月

車いす申込み手順

美鈴が丘地区社会福祉協議会

1. 利用希望者は町内会長・民生委員児童委員又は社会福祉協議会に利用の希望・期間等を伝える

2. 町内会長・民生委員児童委員は、車いすの空き状況を美鈴が丘地区社会福祉協議会担当者に確認する

3. 利用者は、借用申請書を社会福祉協議会事務所・公民館で借用申請書記入し車いすを受け取る
   ※車いすの受け渡し時間は、社会福祉協議会事務所開所日（火・木・金曜日の午後 1 時～午後４時まで）ならびに公民館開館日(原則火曜日・祝日は休館)の午前９時～午後５時までとする

4. 利用者は、返却予定日(返却日厳守)までに社会福祉協議会事務所または公民館に車いすを返却する
   ※返却も社会福祉協議会事務所開所日（火・木・金曜日の午後１時～午後４時まで）ならびに公民館開館日(原則火曜日・祝日は休館)の午前９時～午後５時までとする

公民館の休館日は公民館にご確認ください

担当者

美鈴が丘地区社会福祉協議会

地域福祉推進委員　宮本　９２７－９０６０